

やすらぎのふるさと

ガーデンシティみき

三木市・吉川町

新市まちづくり計画 概要版



も く じ

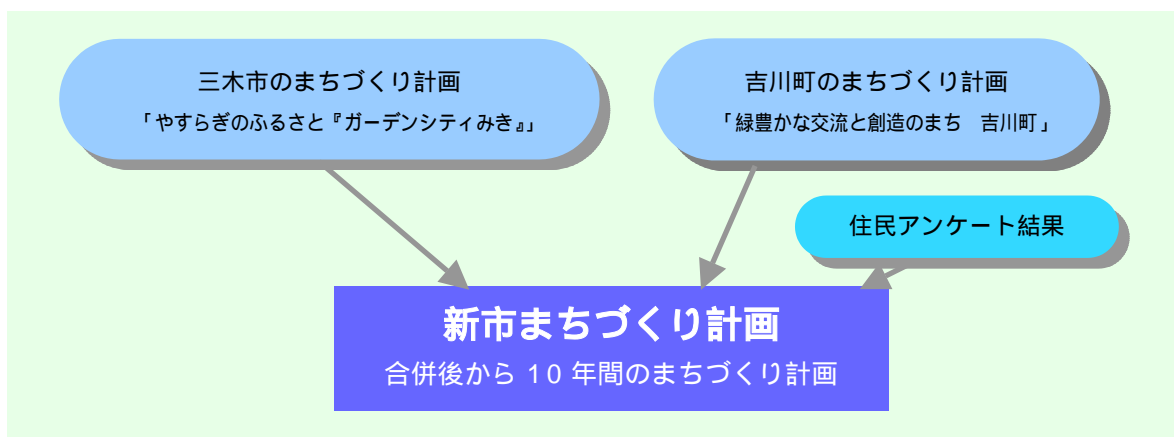
- 1 . はじめに 1
- 2 . 合併の背景と必要性 2
- 3 . まちづくりの基本方針 3
- 4 . 新市のまちの構造 4
- 5 . 新市の施策 5 ~ 8
- 6 . 公共施設の適正配置と整備 9
- 7 . 新市の財政計画 9 ~ 10

平成17年2月

三木市・吉川町合併協議会

1. はじめに

新市まちづくり計画とは、三木市と吉川町が合併し、新たな市として進むべき方向や将来ビジョンを示し、住民福祉の向上や地域の均衡ある発展と一体性を醸成するため作成するものです。合併後から概ね10年間の計画期間としています。



三木市のまちづくり

長い歴史を誇り、全国的に知名度の高い金物産業や、良質の酒米を中心に、都市近郊の特性を活かした米、ぶどう、レタス、菊など農業生産物を阪神間に出荷する、田園都市として発展してきました。

昭和40年代後半から、神戸市に隣接している地理的条件などにより、市の南東部で大規模な住宅開発が進められ、昭和50年代にかけて人口が急増しました。その後、グリーンピア三木の建設や、三木山ゾーンの整備などにより、文化、スポーツ・レクリエーション機能を備えた「ガーデンシティ」の実現に向けて発展を続けています。

現在では、山陽自動車道が開通し、広域的な交通の要衝として、また、三木震災記念公園や実大三次元震動破壊実験施設の整備により県の広域防災拠点ネットワークの中核地域としても飛躍しようとしています。

指定文化財としては伽耶院等、名所・旧跡としては三木城跡、竹中半兵衛の墓等があり、また、藤原惺窩生誕の地でもあります。また、三木ホースランドパークや、グリーンピア三木、三木山森林公園、金物資料館、道の駅みきなどの観光地のほか、数多くのゴルフ場があります。

吉川町のまちづくり

酒米「山田錦」の町として全国に知られる豊かな自然に包まれた田園の町で、トマト、ピーマン、ぶどう、黒大豆枝豆などの指定産地でもあります。

昭和49年に中国自動車道吉川インターチェンジが開設され、大阪方面への交通の利便性が飛躍的に改善されたことに伴い、レジャー施設として町内の各所にゴルフ場の立地が進みました。さらに、昭和63年に舞鶴若狭自動車道の開通やJR宝塚線の複線電化も完成し、町内においても「みなぎ台」吉川ニュータウンが開発され、平成7年にまちびらきが行われました。

現在では、平成14年に、「吉川温泉よかたん」、平成16年には「山田錦の館」がオープンし、これらの交流施設を中心に、自然資源・文化資源・人的資源を活用して協働のまちづくりを進めていく「山田錦のさと-よかわ」のCI計画を推進し、阪神北部地域に隣接するまちとして、緑豊かな交流と創造のまちづくりを進めています。



2. 合併の背景と必要性

三木市と吉川町のつながり・共通性

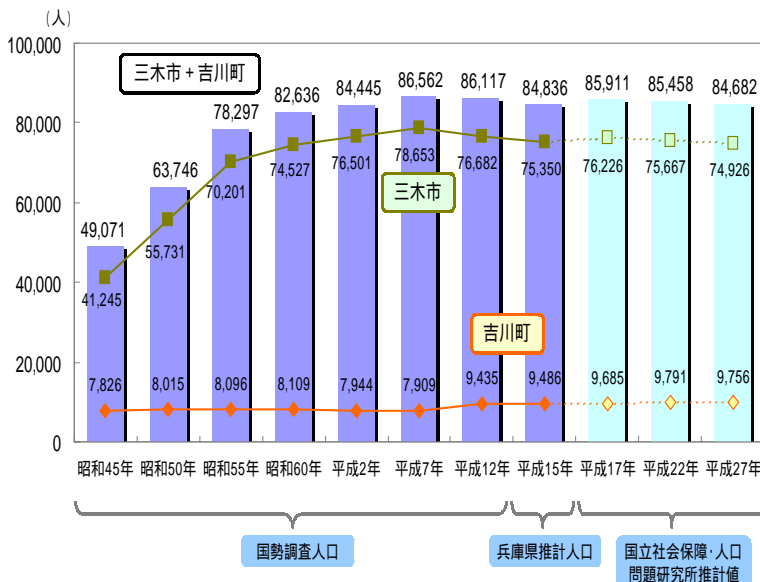
阪神都市圏に隣接する郊外都市として、立地環境に一体性があります。
 酒米・山田錦をはじめとする農作物や、ゴルフ場をはじめとしたレクリエーション施設など、地域資源に共通性があります。
 北播磨地域の構成自治体として、また、もと同じ美嚙郡の構成自治体として、行政・まちづくり面での深いつながりがあります。

三木市と吉川町の共通課題

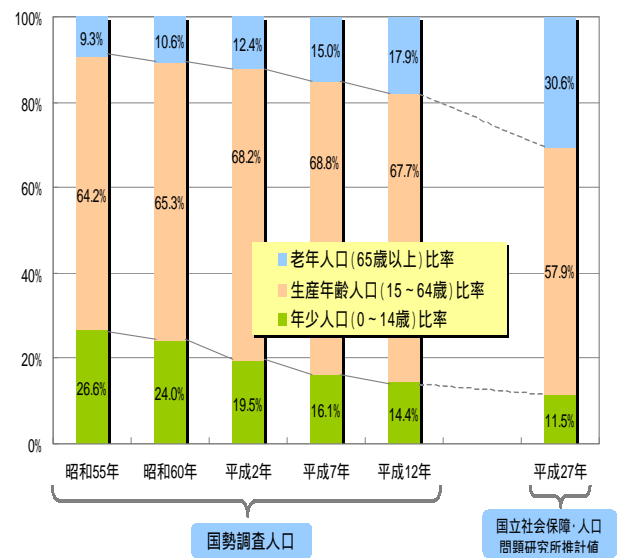
本格化する地方分権に対応していく必要があります。
 急速に進む少子高齢化や、社会の成熟化等に対応していく必要があります。
 交通網や通信手段等の整備によって広域化する日常生活圏へ対応していく必要があります。
 定住人口の増加策や、経済・産業活性化など、近隣との都市間競争へ対応していく必要があります。
 効率的な行財政運営を進め、厳しい財政状況へ対応していく必要があります。

三木市と吉川町の結び付きや共通性を踏まえつつ、両市町が合併することによって、お互いに共通する課題をともに乗り越えていく必要があります。

人口の推移と将来推計



年齢3区分別の人口比率



3. まちづくりの基本方針

新市の都市像

「やすらぎのふるさと”ガーデンシティみき”」

～すべての市民が共生し、市民参画による活力あるまちづくりをめざして～

新市の将来像を達成するための、まちづくりの将来目標

- 北播磨内陸地域の拠点都市づくり
- 「ガーデンシティ」にふさわしい都市基盤の整備や多自然居住環境の保全
- 快適で安心のふるさととして災害に強い防災都市
- ふるさとの歴史や地域資源を生かした個性が響きあうまちづくり
- 市民自らが生きがいを見出せる参画と協働社会の構築

新市建設の基本方針

定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくりを進めます

総合的な子育て支援施策の強化、総合的な生きがい対策の充実、危機管理機能の強化 等

人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくりを進めます

地域ブランドの維持・強化、企業誘致の推進、体験型観光の充実 等

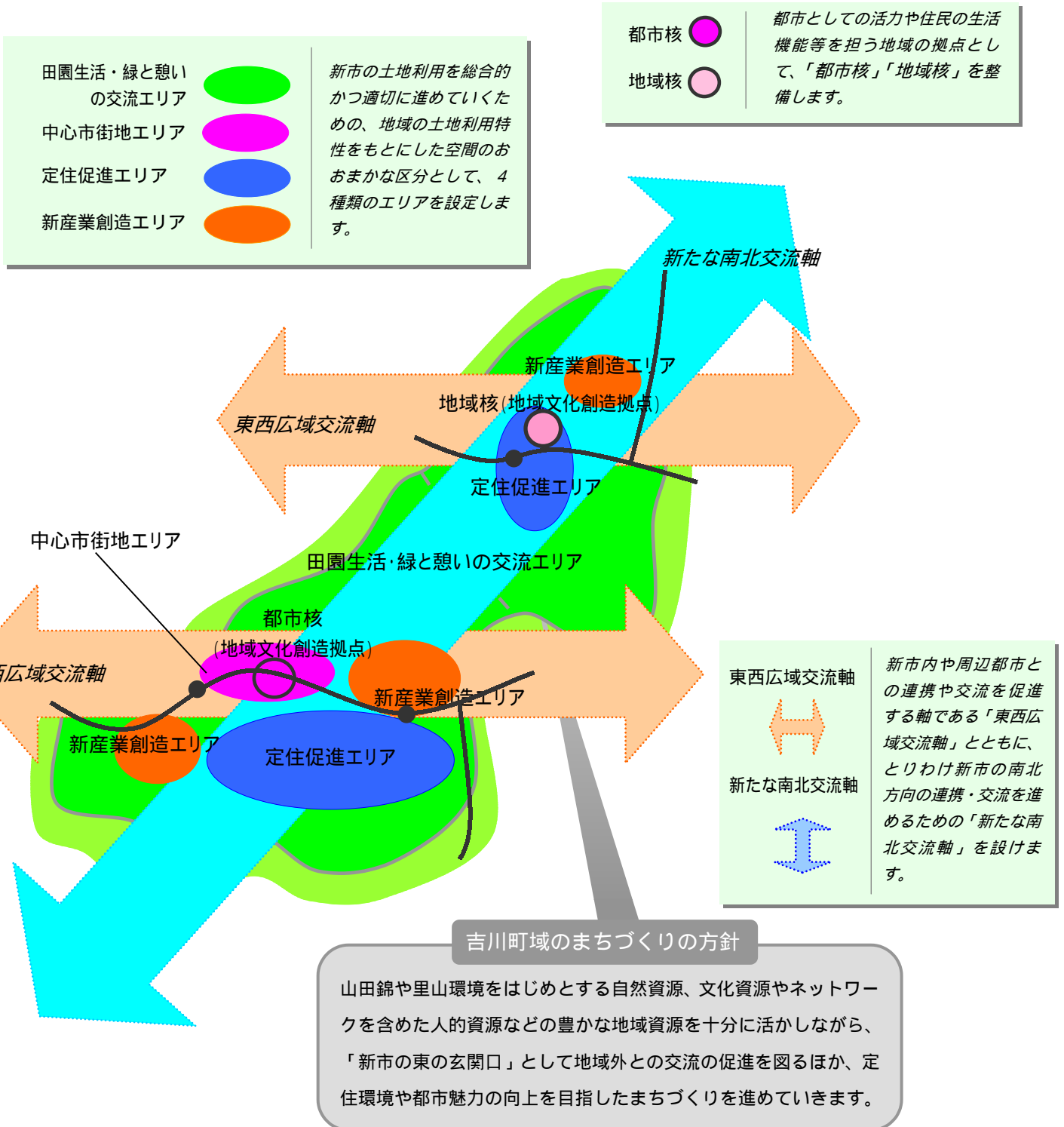
次世代に受け継がれる力強い行財政基盤づくりを進めます

市民参加によるまちづくりの推進、新しい時代に対応した行政運営体制の確立、市民ニーズに応じた行政サービス拠点の整備 等

10年後にだれもが「合併してよかった!」と実感できる、子や孫の世代に受け継がれるまちづくりを目指します

4. 新市のまちの構造

新市のまちづくりの中核を担う拠点（都市核・地域核）と、土地利用を総合的かつ適切に進めるためのエリアを設けます。また、東西方向および南北方向の「交流軸」を設け、新市内および周辺都市との連携や交流を促進します。



5. 新市の施策

参画と共生のまちづくり

安全で快適なまちづくり

いきいきと活力あるまちづくり

「やすらぎのふるさと」ガーデンシティみき」の実現のため、6つの柱で施策を進めていきます。

参画と共生のまちづくり

市民の積極的な参画のもとに、行政と市民がお互いに協力しながらまちづくりを進めるとともに、さまざまな立場の人々が地域のなかでお互いに尊重しあい、交流できるような社会の形成を進めます。

【方向性】

- コミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進めます。
- 人権を尊重するまちづくりを進めます。
- 市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進します。

【主な施策・事業】

- 広報・公聴の制度充実、市民によるまちづくり提案の実施
- 地域の個性を活かしたまちづくりの推進
- ボランティアを始めとする市民活動拠点の整備と充実
- 「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づく人権尊重のまちづくりの推進
- 公民館など地域の活動拠点整備や人権教育・啓発の推進
- 男女共同参画プランに基づく、総合的な施策の展開
- スポーツ・レクリエーション等の交流拠点の整備
- 全市的なイベントの開催
- 国際交流協会支援・都市親善の活動を推進



安全で快適なまちづくり

「ガーデンシティみき」として自然と調和した美しく快適なまちづくりを基本に、市民生活の利便性向上や、安全で安心な市民生活を維持していく観点から、都市基盤や都市環境の整備を進めます。

【方向性】

- 安全・快適に移動できるまちをつくります。
- 生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくります。
- 災害や犯罪から市民の生命や財産を守り、防災に強いまちをつくります。
- まちづくりにだれもが使いやすく分かりやすいデザインを取り入れます。
- 様々な情報を日常生活に活かします。

【主な施策・事業】

- | | |
|-------------------------|--|
| 幹線道路の整備推進 | 生活道路の整備・充実 |
| 生活バス路線の維持やコミュニティバス路線の充実 | 無秩序な開発への規制と自然環境の保全 |
| 景観ガイドラインの策定 | ごみ減量・リサイクル活動の促進 |
| 廃棄物の埋立て処分場の確保 | 合併浄化槽の設置促進 |
| 上水道の安全性確保と水道施設の整備 | 公共下水道整備や農業集落排水の接続率の向上 |
| し尿、汚泥の適正処理の推進 | 三木山総合公園や城址公園、吉川町の総合中央活動センター等の基幹的な公園や身近な公園の整備 |
| 土地区画整理事業の推進 | 住環境の整備 |
| 地籍調査事業の推進 | 防災計画の策定 |
| 急傾斜地、危険箇所等の調査啓発の推進 | 消防庁舎、総合防災拠点の整備 |
| 防災情報通信システム、防災無線等の整備 | 消防関連の車両・機材・消防水利機能等の維持・向上 |
| 三木震災記念公園の活用 | 防犯・防災意識の高揚と自主防災組織の育成 |
| 救急救命業務の高度化 | 公共施設のバリアフリー化を推進 |
| 関係機関の連携強化による危機管理体制の充実 | 地域イントラネットなど、情報通信基盤の整備・拡充 |
| 統一デザインによるサイン整備 | 情報活用能力の向上のための事業の推進 |
| 市民が利用できる情報通信システムの充実 | |

< 県事業 >

- 幹線道路の整備推進（県道加古川三田線・県道三木山崎線 等）
- 美囊川・金剛寺谷川・志染川等の河川改修
- 地すべり防止のための監視体制の充実

いきいきと活力あるまちづくり

広域的な高速交通網上に位置する本地域において、山田錦をはじめとする農業や金物のまちとしての商工業、ゴルフ場をはじめとする集客拠点など、地域の豊富な資源を活用しながら、産業・経済の振興を図ります。

【方向性】

- 農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進めます。
- 商工業の振興と「金物のまち」を発展させます。
- 新たな産業を育成し雇用を確保します。
- 観光でにぎわうまちをつくります。



【主な施策・事業】

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 地域の特産物の生産力増強や、ブランド力の向上 | 「山田錦の郷づくり」や、「山田錦の館」を中心とした、都市と農村の交流の促進 |
| 「山田錦まつり」の運営 | ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進 |
| 体験型農業の推進 | 地産地消の推進 |
| 担い手農家の育成や、新規就農支援を通じた新たな担い手の育成 | 金物まつり、新殖産の振興 |
| 金物の製品デザインなどの開発力の向上や販路拡大、協同事業の活性化等 | 伝統的な技術や文化の継承 |
| 中小企業、商店街の活性化 | 企業、研究機関等の事業所誘致の推進 |
| 関係機関と連携した新たな産業の育成 | 各観光・集客施設間のネットワーク化推進 |
| グリーンピア三木、ホースランドパーク、三木山森林公園、山田錦の館、吉川温泉よかたん等の集客拠点の活用・充実 | ゴルフ場の有効活用策の検討 |
| | イベント開催の充実 |
| | 農業体験・自然体験等の推進 |

< 県事業 >

- ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進（県営農地等保全管理事業 等）
- 産業基盤整備等の推進

人と文化を育むまちづくり

学校・家庭・地域が連携しながら子どもの教育環境をより一層充実させていくとともに、すべての世代が地域においていきいきと生きがいをもって暮らせるよう、生涯学習・生涯スポーツの推進に取り組めます。



【方向性】

学校・家庭・地域の教育力を高め、三者が一体となって教育環境を整えます。
市民の生きがいを高めます。
郷土の歴史、伝統文化を継承発展させます。

【主な施策・事業】

学校、家庭、地域が連携した社会の構築
学校園舎、給食施設等の維持管理・整備
必要に応じた学校区の再編等の検討
図書館整備や図書物流システム導入など市内での図書館ネットワークの充実
生涯スポーツ拠点の整備
国体を円滑に開催、運営するため、関連施設の整備・充実
地域スポーツクラブや各種イベントの開催
指定文化財をはじめ、埋蔵文化財の発掘調査など、歴史的な遺産の保全・活用

教育相談の充実
情報教育や国際理解教育の推進
生涯学習推進体制の構築とプログラムの充実
生涯学習拠点としての公民館機能の充実
三木山総合公園、吉川町総合中央活動センターなどの公園整備・充実
ゴルフ場等との協働による市民のレクリエーション機会の充実
各地域・地区の伝統行事・文化の保全
文化財等の保存・展示拠点の整備

やすらぎと安心のまちづくり

すべての市民が、地域においてやすらぎと安心をもった生活が送れるように、市民一人ひとりの生活実態に即した健康づくりや自立支援の推進、子育て支援の充実等を図ります。

【方向性】

市民の健康を維持、増進します。
高度で良質な地域医療を提供します。
全ての市民の自立を支援します。
安心して産み育てられる環境をつくります。



【主な施策・事業】

保健サービスを総合的に提供する体制の構築
福祉医療の充実
地域の医療機関、関連機関が連携した安心のネットワークづくり
休日・夜間等救急体制の充実
福祉コミュニティづくりの推進
高齢者の生活支援サービス・在宅支援サービスの充実
子育てに係る相談、教室等の充実
児童手当等の経済的支援の充実
幼保一元化に向けた検討

健康へ意識啓発、各種健診や相談体制・教室等の充実
市民病院の効率的経営、医療サービスの質的向上、施設整備の充実
地域福祉計画の策定
障害者の生活支援サービスの充実
生活保護者の自立支援の充実
母子家庭や災害被災者等、様々な立場の人々への自立支援策の推進
ニーズに応じた保育サービスの充実

行財政運営・市民サービス

市民満足度向上の観点に立ちながら、行政サービスの充実と効率的運用を進め、次世代に受け継がれる力強い行財政基盤づくりを実現します。

【方向性】

基礎的な市民サービスを維持、向上させます。
効果的、効率的で市民志向の行政運営を進めます。



【主な施策・事業】

個人情報保護の徹底
吉川支所設置と窓口サービスの充実
電子申請システムの構築や公共施設案内・予約システム等の充実
行政相談、法律相談等の充実
斎場の建設整備
住民意見を反映させるため市政懇談会等の充実
行財政改革の推進
長期ビジョンや土地利用計画の策定・明確化
効率的・効果的な組織体制を整備
行政評価システム、目標管理制度の構築
人材の育成
適正な予算運用の実施や、市税をはじめとする収入の確保、資産の有効活用等情報化による業務の効率化・高度化など業務改善の推進

6. 公的施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備と適正配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮しつつ、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら計画的に進めていくことを基本とします。



7. 新市の財政計画

新市の財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間の財政見通しについて、三木市と吉川町の過去の決算、16年度の決算見込み状況及び現在の財政制度等を参考に、普通会計一般財源ベースで作成したものです。

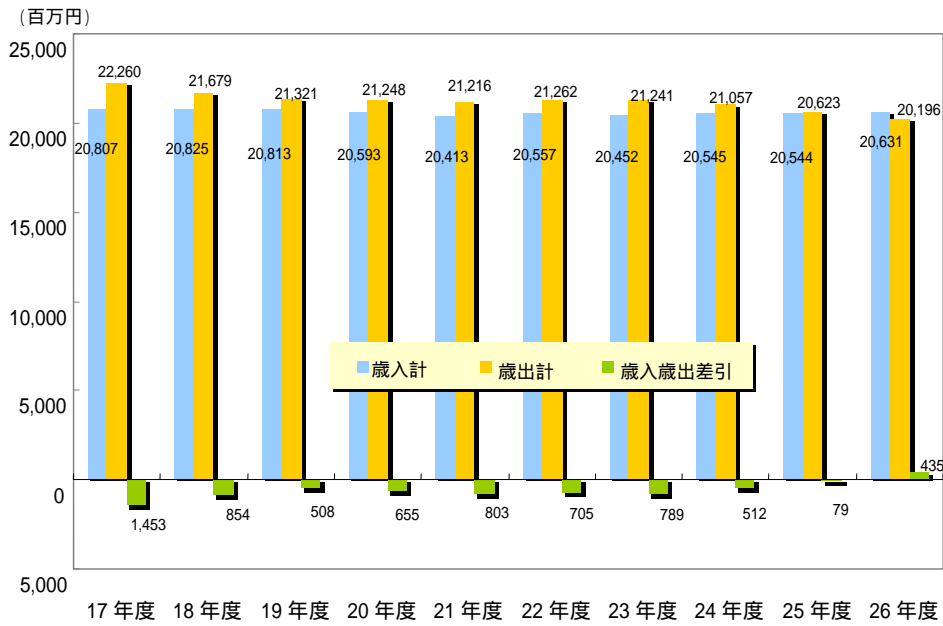
合併の効果として人件費や物件費等の経費削減を進める一方、市民サービスに係る事業費の確保に努めながら、健全な財政運営を推進します。

財政計画（普通会計・一般財源ベース）

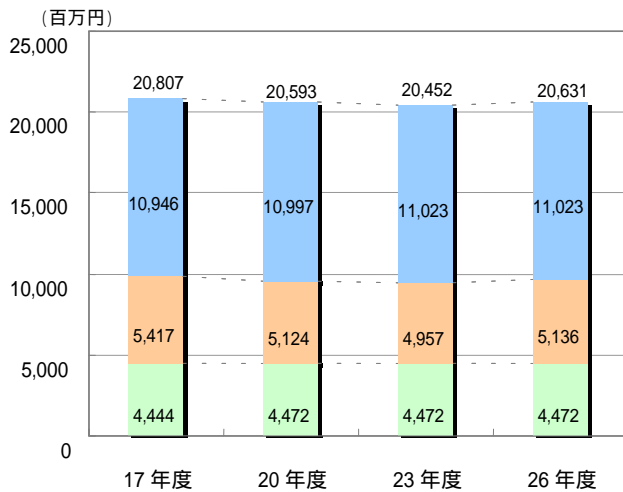
（単位：百万円）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	10,946	10,983	10,997	10,997	11,018	11,023	11,023	11,023	11,023	11,023
地方交付税	5,417	5,378	5,344	5,124	4,923	5,062	4,957	5,050	5,049	5,136
その他の収入	4,444	4,464	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472
歳入計	20,807	20,825	20,813	20,593	20,413	20,557	20,452	20,545	20,544	20,631
人件費	6,096	6,022	5,949	5,839	5,837	5,737	5,664	5,525	5,354	5,180
扶助費	1,198	1,241	1,278	1,315	1,353	1,391	1,430	1,471	1,514	1,557
公債費	5,160	4,796	4,837	4,672	4,638	4,790	4,774	4,613	4,325	4,121
投資的経費	877	884	841	940	940	886	907	951	966	925
その他	8,929	8,736	8,416	8,482	8,448	8,458	8,466	8,497	8,464	8,413
物件費	3,289	2,881	2,746	2,749	2,794	2,764	2,764	2,775	2,760	2,760
補助費等	2,068	2,224	1,939	1,942	1,919	1,913	1,905	1,893	2,034	2,025
積立金	146	170	168	118	42	41	41	41	41	41
繰出金	2,907	2,968	3,042	3,119	3,129	3,194	3,252	3,274	3,261	3,241
その他	519	493	521	554	564	546	504	514	368	346
歳出計	22,260	21,679	21,321	21,248	21,216	21,262	21,241	21,057	20,623	20,196
歳入歳出差引	1,453	854	508	655	803	705	789	512	79	435

財政計画（普通会計・一般財源ベース）

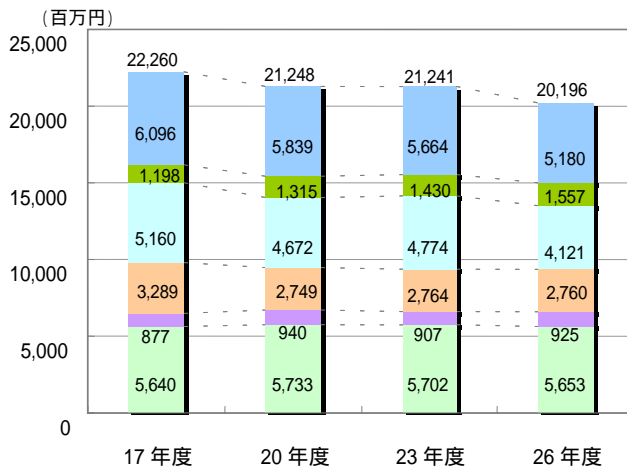


歳入の内訳（普通会計・一般財源ベース）



地方税	市民税、固定資産税、軽自動車税など住民、企業等に納めていただく税金です。
地方交付税	地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国が、一定の基準に基づいて各地方公共団体ごとに標準的な必要額(基準財政需要額)と標準的な収入(基準財政収入額)を見積もり、財源不足が生じる場合に、その不足額を基礎として地方公共団体に交付するものです。
その他の収入	その他、地方譲与税、負担金・分担金、使用料・手数料、国・県支出金、地方債などがあります。

歳出の内訳（普通会計・一般財源ベース）



人件費	職員・特別職の給与・共済費、議員・委員の報酬等に要する経費です。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、支出される費用のことです。
公債費	地方債の償還に充てる費用です。
物件費	賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、賃借料などです。
投資的経費	いわゆる投資的事業のことで、道路をつくったり、施設を建てたりするための費用です。
その他	その他、補助費等、維持補修費、他会計への繰出金、積立金などがあります。



新市まちづくり計画 概要版

本資料に関するご意見・お問い合わせ

三木市・吉川町合併協議会事務局

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号（三木市役所内）

電話：0794-82-4990 FAX：0794-82-9755 Eメール：jimu@miki-yokawa-gappei.jp

ホームページ：<http://www.miki-yokawa-gappei.jp>